

豊中市人権行政推進連絡会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市人権行政推進本部設置規則（以下「規則」という。）第6条第1項に基づき、豊中市人権行政推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び委員)

第2条 議長は、規則第6条第3項により、市民協働部長をもって充てる。

2 規則第6条第4項に規定する、本部長が指名する委員は、市民協働部理事、人権政策課長、学校教育課長及び別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(部会)

第3条 連絡会議は、所掌事務を行うにあたり、必要がある時は、連絡会議の下に部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席等)

第4条 連絡会議及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は資料の提出、説明等を求めることができる。

(総務)

第5条 連絡会議及び部会の総務は、市民協働部人権政策課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

附則 この要綱は令和7年4月1日から実施する。

別表

人権行政推進連絡会議の委員となる者

所属部	職名
総務部	行政総務課長
都市経営部	経営戦略課長
都市活力部	魅力文化創造課長
環境部	ゼロカーボンシティ推進課長
財務部	財政課長
市民協働部	コミュニティ政策課長
福祉部	地域共生課長
健康医療部	保健安全課長

こども未来部	こども政策課長
都市計画推進部	住宅課長
都市基盤部	交通政策課長
	会計課長
市立豊中病院事務局	病院総務課長
上下水道局経営部	総務課長
消防局	消防総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長
選挙管理委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
市議会事務局	総務課長
クリーンランド	総務課長